平成３０年（フ）第７１号
福井市江守中２丁目2507番地　エルグレース201号
債務者　藤山　裕幸
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７８号
福井市学園２丁目５番５号　岡本マンション505号室
債務者　吉田　成人
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８１号
福井市順化２丁目24番８号　津々美224ビル301号
債務者　河添　康子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８２号
福井市順化２丁目24番８号　津々美224ビル301号
債務者　河添　順一
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８３号
福井市定正町1012番地　シャンパーニュ定正202
債務者　西田　政夫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８７号
福井県鯖江市下司町第19号13番地３　レオパレスエーデルヴァイス．203
債務者　来馬　麻未（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
長野県飯田市宮ノ上3903番地２
債務者　日置　　晃
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第２０４号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目29番67号　荒本ハイツ103
債務者　小宮大詞郎
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２８号
兵庫県西宮市泉町７番16号
債務者　松本　俊希
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２３１号
兵庫県芦屋市精道町９―12―102、住民票上の住所兵庫県芦屋市平田町８番５―302号
債務者　石田　りさ
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２５９号
兵庫県尼崎市塚口町４丁目24番地の２　サンフォレスト塚口401号
債務者　湯本　翔子（旧姓西原・片山）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６２号
兵庫県西宮市甲子園町８番１―106号
債務者　假屋園　稔
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６６号
兵庫県西宮市中殿町１番６―1107号
債務者　浅田　　舞
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１０号
福岡県久留米市天神町131番地２　新生マンション天神201号、前住所福岡県久留米市中央町16番地４　久留米ビル305号
債務者　三咲屋こと　坂本　良之
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１１７号
福岡県久留米市合川町2083番地
債務者　田中　秀人
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１６６号
大分県別府市西野口町８番20号　第２塩屋コーポ201号
債務者　阿部　美子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係